

## 議案第 77 号

### 十勝環境複合事務組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、十勝環境複合事務組合理約を次のとおり変更する。

平成 29 年 6 月 22 日提出

清水町長 阿 部 一 男

### 十勝環境複合事務組合理約の一部を改正する規約

十勝環境複合事務組合理約の一部を次のように改正する。

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

#### 第 5 章 雑則

(事務の承継)

第 17 条 組合の解散があった場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を承継する。

#### 附 則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。